

★ News 令和元年分 所得税の確定申告 → 期限・延長!

新型コロナウイルス

国税庁は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府の方針を踏まえ、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税、個人事業者の消費税の申告期限・納付期限を、次のとおり延長しました。被災地など一部地域の延長ではなく、全国一律での延長は過去に例が無く、その影響は個人住民税の特別徴収事務など多岐に及ぶものと考えられています。

【申告期限・納付期限】

区 分	従 来	延長後
申告所得税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月16日(木)
贈与税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)

※ これに伴い、申告所得税及び個人の消費税の振替納税を利用している場合の振替日(預金口座からの振替日)についても、次のとおり延長されました。

【振替納付日】

区 分	従 来	延長後
申告所得税	令和2年4月21日(火)	令和2年5月15日(金)
個人事業者の消費税	令和2年4月23日(木)	令和2年5月19日(火)

★ News 経済産業省 『新型コロナに係る中小企業者支援策』

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国の中小企業・小規模事業者を中心に売上等が急減し、資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既に実施したセーフティーネット保証に加え、危機関連保証を初めて発動するなど、様々な支援策を講じています。

→ 経済産業省ホームページ【新型コロナウイルス感染症関連】
 <新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ>

※ 中小企業・小規模事業者を対象とする相談窓口

→ 経済産業省ホームページ【新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧】

★ Memo 今こそ BCP策定を

東日本大震災後、各事業所でBCP策定の取組が進みましたが、今また新型コロナウイルス→パンデミックで、改めて策定・見直しが求められています。

BCP(Business Continuity Plan=事業継続計画)とは、緊急時に事業の継続・早期復旧を実現するための計画書をいいます。

※ 詳しくは田中会計事務所にお尋ね下さい。



〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9
 田中会計事務所 税理士 田中育雄
 TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>